

幼児教育・保育の無償化が国費負担で実施されるよう求める意見書

幼児教育・保育の無償化は、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもを産み・育てる環境を整える上で重要な取り組みである。

この取り組みに係る財政措置については、当初は国が全額負担するものとしていた。しかしながら、本年1月には国と地方で分担する方針に変更され、地方ではその莫大な予算措置が懸念材料となり、「教育の無償化に関する国と地方の協議」等で協議をしてきた。

そして、12月10日の全国市長会理事・評議員合同会議で、国から地方の費用負担の軽減についての提案があったことで地方はこれを甘受する方針を固め、一定の進展が見られたところである。

ただ、地方自治体は限られた財源の中で新たな事業について模索し、市民要望に応えるために努力をしている。そんな中、幼児教育・保育の無償化については、国が提唱した施策であり、また、住んでいる場所等で格差が生じないように本来は国が責任を持つべき内容である。

よって、政府においては、平成31年10月に幼児教育・保育の無償化が実施されたとしても、引き続き、国費で全額負担する制度となるよう対応することを強く要望するとともに次の事項について所要の措置を講じることを要望する。

- 1 待機児童の一層の増加や保育士不足など、保育を取り巻く環境の悪化が懸念されるため、適切な保育が提供されるよう環境整備に努めること。
- 2 無償化の円滑な実施のための詳細なマニュアルの作成、ベビーシッターを含む認可外保育施設等に係る指導監督基準の見直し、あるいは創設など、質の確保・向上の仕組みを早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月21日

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣殿
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣（少子化対策）
女性活躍担当

座間市議会議長 上 沢 本 尚